

九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見

日本地質学会長 井龍康文

「九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」を拝読しました。本審査書案では、予想される様々な地質災害のそれぞれに対して評価がなされており、その網羅的な姿勢は評価されると思います。しかしながら、本審査書案に対して、以下の問題点を指摘したいと思います。

1. 本審査書案では、過去において、川内原発の立地地点付近が「既往津波による被害状況等に関する文献調査の結果、日本周辺の海域や遠地で過去に発生した津波を含めて、本発電所敷地周辺の沿岸域に顕著な影響を及ぼした既往津波は認められない」ことを根拠の一つとして、解釈別記3の規定に適合しているとしております。しかしながら、津波堆積物の調査により、貞観年間に仙台平野の広範囲を遡上した大津波があり、その範囲が正確に捉えられていたにも関わらず、この知見が防災対策に十分反映されなかったため、東日本大震災では甚大な被害（福島第一原子力発電所事故等）を防ぐことができなかったことは周知であります。古地震・古津波に関する記録は、時代的にも、歴史的にも偏在していることを鑑みると、「既往津波による被害状況等に関する文献調査の結果」は根拠が薄弱であり、近隣の海浜（例えば、唐浜海岸や吹上浜）での津波堆積物の調査が必須です。もし、津波堆積物の調査がすでに実施され、津波堆積物が認められなかったのなら、その旨を記載すべきです。また、津波堆積物の調査を実施していないのなら、早急の実施し、その成果を審査書に反映することを要請します。

2. 本審査書案では、川内原子力発電所が火山災害により重大な被害を受ける可能性に関して、極めて低いという判断をしております。しかしながら、川内原発は霧島火山帯に近く、また、薩摩川内市西部にはシラス（始良カルデラを形成した噴火によって発生した入戸火砕流堆積物）が広範に分布しております。確かに、始良カルデラを形成した規模の噴火（ウルトラプリニー式噴火）は、発生頻度が極めて低いとされておりますが、発生した場合には、川内原発に火

砕流が到達することを想定しておく必要があります。重要なのは、川内原発が火山災害を受ける可能性は極めて低いながらもあり、排除され得えないという事実です。ついては、火山災害の可能性を十分に想定し、南日本一帯の火山活動の観測・監視体制をいっそう拡充させること、ならびに詳細な地質調査に基づく霧島火山帯の噴火史に関する研究を充実・深化させる必要があることを審査書に盛り込んでいただきたいと思います。

上記に関し、専門的な知識・経験が必要とされる場合には、学会として協力する所存です。

以上の意見が本審査書案の改善に役立ちましたら幸甚です。